

UPZ圏内から避難先施設までの主な経路（高浜町）

➤ 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、予め複数の経路及び避難先を設定。



高浜町

県内避難先：敦賀市
 【佐分利地区】
 (敦賀市立敦賀西小学校、他2ヶ所)
 【名田庄地区】
 (旧敦賀市立葉原小学校、他3か所)

【主な経路①】
 国道27号⇒小浜西IC⇒舞鶴若狭自動車道⇒敦賀IC

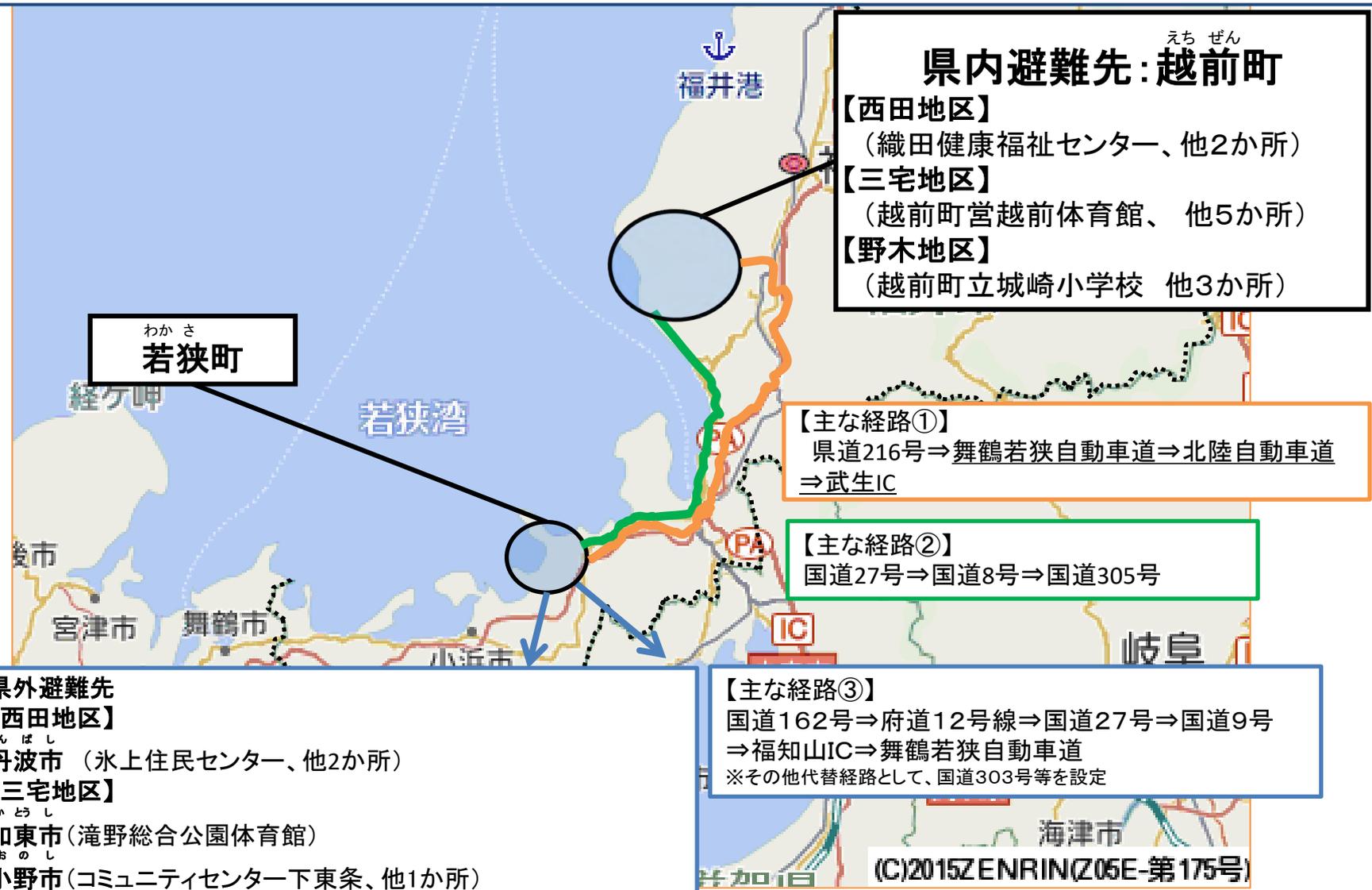
【主な経路②】
 国道27号

県外避難先
 【大飯地区】
いながわちょう
 猪名川町 (生涯学習センター、他1か所)
 【和田地区】
さんだし
 三田市 (駒ヶ谷運動公園、他3か所)

【主な経路③】
 国道27号⇒府道28号⇒舞鶴東IC⇒舞鶴若狭自動車道
 ※その他代替経路として、国道303号、府道・県道1号(小浜綾部線)等を設定

UPZ圏内から避難先施設までの主な経路（若狭町）

➤ 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、予め複数の経路及び避難先を設定。



県内避難先：越前町
えちぜん

【西田地区】
（織田健康福祉センター、他2か所）

【三宅地区】
（越前町営越前体育館、他5か所）

【野木地区】
（越前町立城崎小学校 他3か所）

【主な経路①】
県道216号⇒舞鶴若狭自動車道⇒北陸自動車道⇒武生IC

【主な経路②】
国道27号⇒国道8号⇒国道305号

【主な経路③】
国道162号⇒府道12号線⇒国道27号⇒国道9号⇒福知山IC⇒舞鶴若狭自動車道
※その他代替経路として、国道303号等を設定

県外避難先

【西田地区】
たんばし
丹波市（氷上住民センター、他2か所）

【三宅地区】
かとうし
加東市（滝野総合公園体育館）

【野木地区】
おのし
小野市（コミュニティセンター下東条、他1か所）

【野木地区】
おのし
小野市（伝統産業会館、他3か所）

(C)2015ZENRIN(Z05E-第175号)

UPZ圏内から避難先施設までの主な経路（美浜町）

➤ 自然災害等により避難経路が使用できない場合を想定して、予め複数の経路及び避難先を設定。

県内避難先：大野市

【丹生、菅浜、美浜東地区】

（エキサイト広場総合体育施設、他3ヶ所）

【弥美、新庄地区】

（上庄公民館、他5ヶ所）

【美浜北、美浜南地区】

（有終東小学校 他2ヶ所）



【主な経路①】

若狭美浜・若狭三方IC ⇒ 舞鶴若狭自動車道
⇒ 北陸自動車道 ⇒ 福井IC下車 ⇒ 国道158号

【主な経路②】

国道27号 ⇒ 国道8号 ⇒ 敦賀IC ⇒ 北陸自動車道
⇒ 国道158号

(C)2015ZENRIN(Z05E-第175号)

京都府におけるUPZ圏内の医療機関・社会福祉施設の避難先

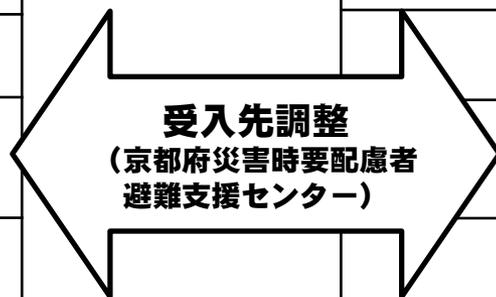
- ▶ 京都府では、大飯原発から半径5～30km圏にある医療機関、社会福祉施設(XX施設XXXX人)については、国の原子力災害対策本部から一時移転等の指示が出た場合における受入候補施設を、京都府災害時要配慮者避難支援センターの調整により確保。
- ▶ 半径5～30km圏にある全ての医療機関、社会福祉施設において個別の避難計画を策定済。

< 5～30km圏内 >

< 30km圏外 >

施設区分		施設数	入所者数
医療機関(病院・有床診療所)			
社会福祉施設	介護保険施設等		
	障害福祉サービス事業所等		
	児童養護施設等		
	小計		
合計			

受入候補施設数	受入可能人数

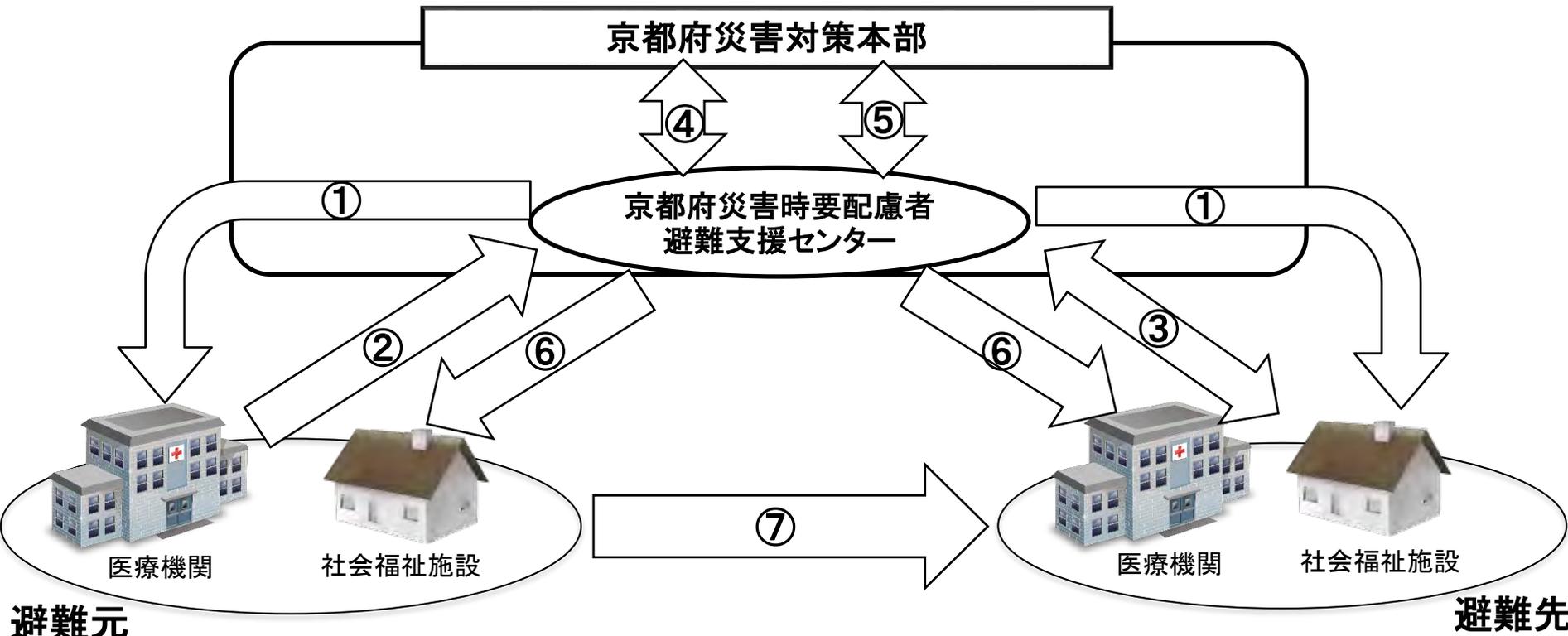


※ 社会福祉施設については同種の施設への避難が基本であるが、医療ケアが必要な約xxx人については医療機関へ搬送

※2 平成xx年x月xx日現在

※3 京都市他府内市町に避難先を確保

▶ 京都府では、一時移転等の防護措置が必要になった場合、京都府災害対策本部内に設置される京都府災害時要配慮者避難支援センターが受入に関する調整を実施。

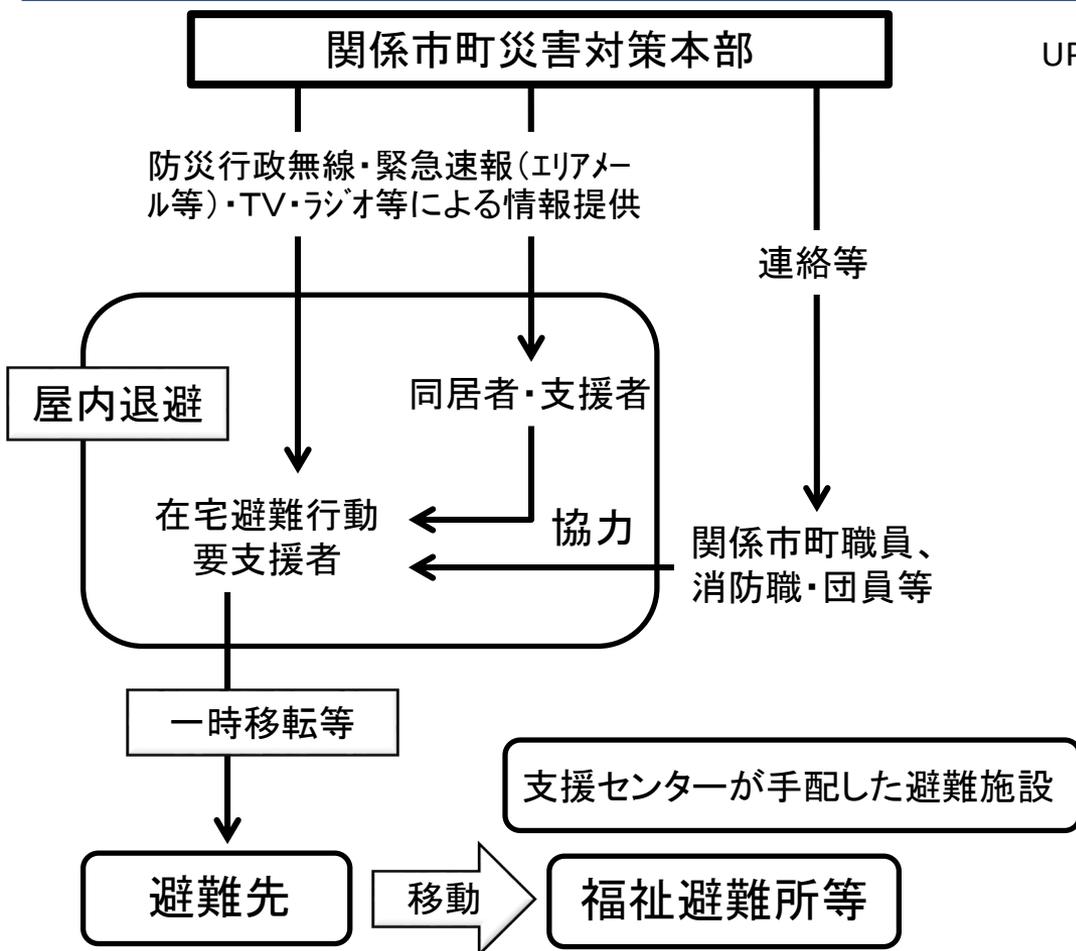


※事態の規模、時間的な推移に応じて、早期の段階で避難等の予防的防護措置をとる場合に備えて、UPZ圏内の医療機関・社会福祉施設を対象に避難時の対応についての具体化・充実化を行っていく。
※2 京都市他府内市町に避難先を確保

マッチングフロー

- ①: 災害時要配慮者避難支援センターから受入れ先・避難元双方の医療機関・社会福祉施設へ、災害に関する情報を提供
- ②: 避難元医療機関・社会福祉施設からセンターへ、避難者数及び必要な移送手段を報告
- ③: センターによる受入れ先の状況確認及びマッチングの実施
- ④: センターと京都府災害対策本部において調整の上、必要な輸送手段を確保
- ⑤: センターと京都府災害対策本部による移送等の避難実施についての協議・調整
- ⑥: センターから受入れ先・避難元双方の医療機関・社会福祉施設へ、避難方針を連絡
- ⑦: 避難の実施

- ▶ 在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や避難に協力してくれる支援者に対し、防災行政無線、緊急速報(エリアメール等)、TV、ラジオ等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。
- ▶ 連絡が通じない場合は、関係市町職員、自治会、消防職・団員等が、屋内退避・一時移転等の協力を実施予定。
- ▶ 支援者の同行により、地域住民と一緒に避難できる在宅の避難行動要支援者は、一時移転等が必要となった場合、関係市町が準備した避難先に一時移転等を行う。なお、介護ベッド等が必要な在宅の避難行動要支援者は「京都府災害時要配慮者避難支援センター」に依頼し避難先を確保。



UPZ 圏内の在宅の避難行動要支援者数(暫定値)

市町	5~30Km圏内
京都市	xx(xx)
舞鶴市	6,168(2,308)
綾部市	223(223)
南丹市	483(397)
京丹波町	883(393)
合計	xx(xx)

※1 ()内は支援者有り

※2 平成xx年x月現在 各市町において精査中

※3 支援者のいない者については、今後支援者を確保していく。また、支援者を確保できない場合においても、関係市町職員、自治会、消防職・団員等の協力により屋内退避・一時移転等ができる体制を整備中。

※4 京都市他府内市町に避難先を確保

京都府におけるUPZ圏内の学校・保育所等の防護措置

- ▶ 京都府では、警戒事態発生時に、UPZ圏内に位置する保育所・幼稚園、小学校及び中学校等毎に校長等を本部長とする「原子力災害対策本部」を設置する。
- ▶ 情報収集、教育委員会（市町災害対策本部）との連絡、避難、屋内退避時における教職員の役割分担など、あらかじめ定めた計画を基本として、柔軟な対応を行う。
- ▶ 児童等は自宅の所在する地域の住民として避難することを原則とし、警戒事態において幼児、児童及び生徒の帰宅または保護者への引き渡しを決定して、保護者への連絡を開始し、全面緊急事態までに完了する。
- ▶ なお、引き渡しができない児童等は、屋内退避を実施し、一時移転等の指示が出された場合は職員とともに避難し、避難先において保護者に引き渡す。

